

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

2 いじめの定義

一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」という。

- 一定の人間関係とは、同じ学校・学級や少年団、塾など児童生徒がかかわっている仲間や集団などの関係をいう。
- インターネットを通じて行われるものも含む。
- 行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられ児童の立場に立って考えることが大切である。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、港小学校の全ての児童は、いじめを行ってはいけない。

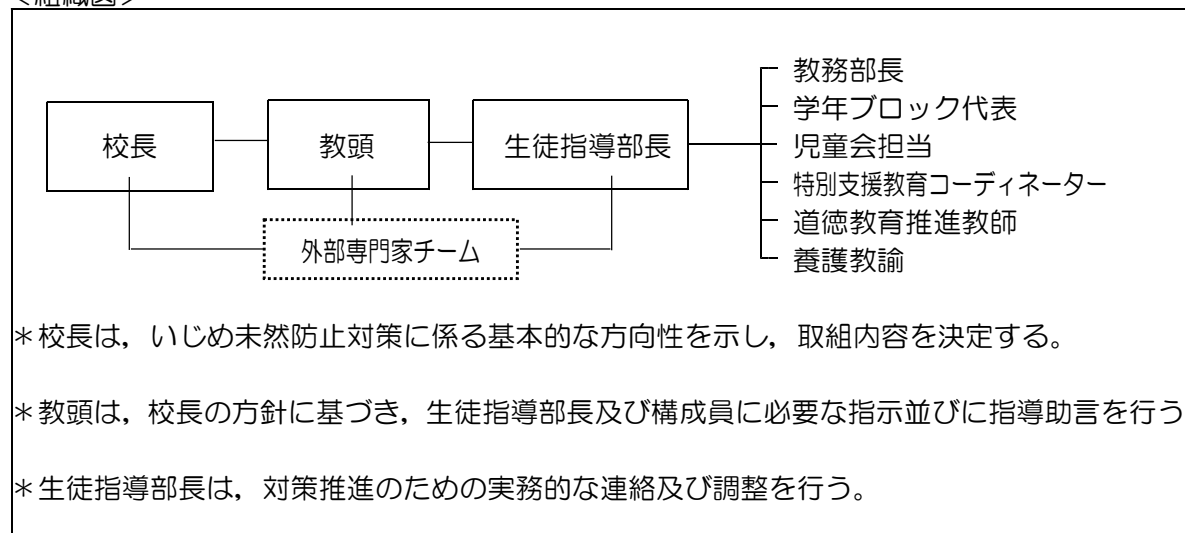
4 いじめ未然防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ未然防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

5 「いじめ未然防止対策推進委員会」の設置

- (1) いじめ未然防止対策を実効的に行う組織として「いじめ未然防止対策推進委員会」を設置する。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。
- (3) 必要に応じて、外部専門家チームを活用する。

＜組織図＞



6 「いじめ未然防止対策推進委員会」の責務

「いじめ未然防止対策推進委員会」は、いじめ未然防止等に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ未然防止基本方針の策定と公開
- (2) いじめ未然防止等に係る児童の活動の推進
- (3) 児童の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 児童の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 児童の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・早期解消
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び児童理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ未然防止対策推進に係る学校評価の推進
- (13) その他、いじめ未然防止対策推進に関すること

7 具体的な取組内容→* [指導部作成「年間計画」参照](#)

- (1) 未然防止の取組
 - ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間）
※情報モラル教育を含む
 - ② 児童会による集会の実施（いじめ撲滅宣言等）
 - ③ いじめ・非行防止強調月間（6月、10月）の設定
 - ④ 参観日における道徳の授業公開
 - ⑤ 保護者懇談会（研修会）の開催
（いじめ未然防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
 - ⑥ いじめの問題に関する校内研修の実施〔児童(生徒)理解研修を含む〕
 - ⑦ 「南地区子育て支援ネットワーク会議」への参加
 - ⑧ ボランティア活動の実施
 - ⑨ 外部講師を招いた豊かな心を育む講演会の実施
 - ⑩ 地域行事への参加（南地区平和夏祭り等）
 - ⑪ 中1ギャップ解消等のための小中連携の推進
- (2) 早期発見・早期解消の取組
 - ① 相談窓口の紹介
 - ② 教育相談の実施
 - ③ **児童個人面談の実施（9月）**
 - ④ 三者面談の実施
 - ⑤ 児童へのアンケート調査の実施（6月・10月実施）
 - ⑥ **道教委「ほっと」検査の実施（9月）**
 - ⑦ **終会**の児童交流、生徒指導部会議、学年ブロック会議等の定例開催（情報交換、情報共有）
 - ⑧ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
 - ⑨ ネットパトロールの実施（毎月〇のつく日）
 - ⑩ 関係機関、地域住民等からの情報収集
 - ⑪ いじめ未然防止対策推進委員会における対策の検討

8 いじめ発生時の対応 →* 「いじめ発生時の対応」参照

- (1) いじめの把握
 - いじめアンケート調査による把握
 - いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
 - 周囲の児童からの情報
 - 教職員の観察による発見

- 関係機関，地域住民等からの通報
 - その他
- (2) 初期対応
- いじめの発見者（把握者）から関係学年ブロック代表，学級担任等への情報提供
 - 関係学年ブロック代表，学級担任等による関係児童への事実確認及び指導
 - いじめ未然防止対策推進委員会への情報提供
- (3) いじめの報告
- **いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長へ報告**
 <生徒指導部長から関係学年ブロック代表，学級担任等へ調査の指示>
 - 生徒指導部長から教頭へ報告
 <教頭から生徒指導部長へ必要な指示>
 - 教頭から校長へ報告
 <校長から教頭へ必要な指示>
 - 校長によるいじめ未然防止対策推進委員会の招集
- (4) いじめ未然防止対策推進委員会の招集
- 事実関係の解明
 - 指導方針の確認
 - 個別指導の検討
 - 役割分担の協議
 - 対応チームの編成
 - 関係機関との連携
 - 全教職員による共通理解の形成
- (5) いじめの解消
- いじめを受けた児童への対応
 - いじめを行った児童への対応
 - 周囲の児童への対応
 - 保護者への対応
 - 教育委員会への報告（指導助言やいじめ早期対応チームの要請）
 - 関係機関への相談（児童相談所，スクールソーシャルワーカー，各種相談室等）
- (6) 再発防止に向けた取組（いじめ未然防止対策推進委員会において検討）
- 原因の詳細な分析
 - 学校体制の改善・充実
 - 教育内容及び方法の改善・充実
 - 家庭，地域との連携強化

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態の把握
- 重大事故・事案の発生
 - 本人及びその保護者からの申し立て
 - 教育委員会，警察等関係機関からの通報
 - その他

<重大事態とは>

- 1 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神等の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより相当に期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (2) 重大事態の調査
 - いじめ未然防止対策推進委員会の緊急招集，調査の実施
 - 事実の整理，校長への報告
- (3) 重大事態の報告，通報
 - 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
 - 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請
- (4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）
 - 校内調査委員の選定
 - 校外の専門家への協力依頼〔スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー 等〕
 - 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
 - 加害者への教育的措置の検討
 - 被害者の救済措置の検討
 - 調査及び対応結果の教育委員会への報告
- (5) 措置の実施
 - 教育委員会の指示に基づく措置の実施